

平成31年度第2回 白井市国民健康保険運営協議会会議録（概要）

- 1 開催日時 令和元年8月29日（木）午後3時から午後4時まで
- 2 開催場所 白井市役所 本庁舎2階 災害対策室3
- 3 出席者 武藤栄子会長、株本和美委員、羽生冬樹委員、島田敏雄委員、
北田岳彦委員、松井利一委員、海宝伸夫委員
- 4 欠席者 櫻井まゆみ副会長、奥澤昌道委員、芹川友美委員
- 5 事務局 岡本健康子ども部長、収税課 稲村課長、保険年金課 榎谷課長、
金井主査、豊田主査補、健康課 戸田保健師
- 6 傍聴者 1名
- 7 議題 (1) 平成31年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第1号）（案）について（公開）
(2) 平成30年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算について（公開）
- 8 議 事

事務局 定刻となりましたので、これより、平成31年度第2回白井市国民健康保険運営協議会を開会します。

本日はお忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の会議は、奥澤委員と櫻井委員、芹川委員が所用により欠席とのご連絡がありましたのでご報告します。

そして、事務局については保険年金課職員の他、関係課として収税課からは稲村収税課長と健康課からは戸田保健師が同席しております。

それでは次第に沿って進めさせていただきます。次第の2、武藤会長からご挨拶をお願いします。

（武藤会長あいさつ）

事務局 ありがとうございます。

続きまして次第の3、笠井市長からご挨拶を申し上げます。よろしく申し上げます。

（市長あいさつ）

ありがとうございます。

この後、笠井市長は、他の公務のため退席となりますので、ご了承のほどお願いします。

(市長退席)

事務局 それでは次第の4、議事に入らせていただきます。

本日の出席委員は7名で、委員の半数以上に達しておりますので、白井市国民健康保険条例施行規則第6条第2項の規定により、会議が成立することを申し添えます。

本日の会議は、「白井市審議会等の会議の公開に関する指針」の規程に基づき、公開となっておりますので、ご了承願います。

それでは、白井市国民健康保険条例施行規則第6条第1項の規定により、会長が会議の議長を務めることとなっておりますので、武藤会長、これ以降の議事進行をよろしく申し上げます。

○議題1 平成31年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算(第1号)(案)について

議長 それでは、これより議事を進めてまいります。円滑な議事進行について、皆様にご協力をお願いします。

議題1『平成31年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算(第1号)について』、事務局から説明をお願いします。

事務局 (平成31年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算(第1号)(案)について資料により説明)

議長 ありがとうございます。

説明が終わりましたが、何か質問や意見等はございましたら挙手をお願いします。

(なし)・・・声あり

議長 他に質問等はありませんか。他に質問等がなければ、これより採決を行います。議題1について、承認する方は、挙手をお願いします。

(異議なし)・・・声あり

議長 全員賛成でございます。ありがとうございます。

議題1『平成31年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算(第1号)について』は、原案のとおり承認することに決定しました。以上で、議題1については終了します。

○議題2 平成30年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算について

議長 次に議題『平成30年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算について』、事務局から説明をお願いします。

事務局 (平成30年度白井市国民健康保険特別会計事業歳入歳出決算について資料により説明)

議長 説明が終わりましたが、何かご質問等はございますか。

委員 質問に関連して、先ほどの平成31年度の歳入予算ですね、1款の国民健康保険税が約14億円というところで、これは100%徴収した場合の計算上の金額ですか。それとも、ある程度徴収率を勘案した数字ですか。

事務局 平成30年度の決算のお話でよろしいですか。

委員 いいえ、平成30年度の決算の質問をする前に、前提条件として平成31年度の歳入予算の3ページ目の1番上の1款、国民健康保険税のご質問です。

事務局 調定額は、賦課する金額になっております。それから予算額は、賦課される金額に徴収率を掛けたものが予算額となっております。

委員 では、これは徴収率が見込まれている。過年度の徴収率も見込んだ金額ですか。

事務局 過年度の徴収率も含まれた金額となっております。

委員 徴収率は何%ですか。結果として、計算上徴収すべき金額に対して、何%がこの約14億になるのですか。

事務局 この資料で申しますと、14億円を23億円で割った金額になりますので、全体として徴収率は約60%になります。

委員 徴収率は約90%ですよね。過年度の方が6%とか7%とか、平成30年度の決算でおっしゃっていたと思うのですが、正しいのですか、60%で。

事務局 現年度分が約90%で、過年度分が約13%ですので、全体で約60%となっております。

委員 良く理解できないのですが、それでは平成30年度の歳入の決算のことで少し質問をさせてください。この予算現額というのは、これは同じような計算をされたのですか。というのは、予算現額が約13億円のところ、決算額が約14億円になっていますが、平成31年度の計算の基準はどうなっているのかなと思って聞いております。

事務局 保険税の計算方法がありまして、それぞれ皆様の該当する対象者の方につきまして、全ての方の課税額で計算をしまして、その中から徴収の見込まれる金額を予算額としているところです。それが平成31年度の予算額、平成30年度の予算額になります。今回、私がお説明させていただいているのは、調定額に対して、収入済額を計算させていただきまして、何%の徴収率だということ、ご説明をさせていただいたところです。

委員 こういう解釈でいいですか。平成30年の歳入の観点からいうと、予算現額の前に収入済額というのは、今年度で徴収された徴収率約90%の分以外に、前年度までに支払っていただけなかった分を今年度になって徴収した分をプラスしたものです、この徴収率は6%でしたか。

事務局 6%ではなく、13%です。

委員 13%。これを足したものが14億4,600万円ということですね。

事務局 はい、そうです。

委員 では、予算現額というのは、どのように計算をしたのですか。

事務局 平成30年度の予算額について、ご説明させていただきます。まず調定の見込み額を算出しまして、それから徴収率を掛けております。それが予算額となっております。

委員 徴収率は何%で計算されたのですか。

事務局 徴収率は、平成30年度につきましては、医療費分が90.5%、後期分も介護分も90.5%で見込んでおります。

委員 過年度は何%で見込みましたか。

事務局 過年度につきましては当初予算17%で見込みました。

委員　それで、13%徴収したけれども、収入の方が多かったということですか。17%で予算を立てていたけれども、13%しか徴収できなかったけれども、結果としては、収入のほうが予算よりも多くなってしまった。

議長　事務局わかりますか。

事務局　調定の金額が変わったため、見込み額よりも変わったというところです。

議長　よろしいでしょうか。

委員　その金額の内訳がわからないので、それで1億円変わるというのは、少し感觸としては違うのではないかなと思いますけれども、数字がないので何とも言えないので。

それから、二つ目の質問ですけれども、これは全体像としての質問なのですが、国保全体の管理主体は千葉県に移っている訳ですよ。そうおっしゃったと理解しているのが、正しいですか。

事務局　財政的な主体は、県に移ったということです。

委員　移ったということですね。

事務局　はいそうです。

委員　市は、何をどこからどこまでを管理をできるのですか。というのは、多分この歳入のところも、ある程度県の意向が働いて、市が勝手にいじれない訳でしょう。要するに収入が増えたら、県からの補助が減ってくるとか、そういう仕組みに多分なっているのですよね。全体像として、どのような仕組みになっているのですか。歳入の予算は市が決めるのですか。

事務局　予算は市です。

委員　市が決めて、県に対していくら必要ですという要求を出すということですか。

事務局　県が算定した国民健康保険事業費納付金を納めることによって、市が支払う保険給付費、それを全額県が負担してくれるようになっております。

委員　そうなるように補助金を決めていくということですよ。

事務局 はいそうです。

委員 それでは、歳出の方は、市は何を管理することができるのですか。例えば、一番上の総務費のところのコストを管理するとか、やれるところが限られる訳ではないですか。実際に財政主体が県である以上、この議論に関して、どこからどこまでのお話ができるというか、議論する意味があるのか知りたいのですが。

事務局 最初に、国保の広域化に伴う市の役割をご説明させていただきます。国民健康保険の保険者として、県と市が共に保険者になりますので、市の役割としましては、資格の管理、保険給付、賦課、徴収、保健事業等の地域に密着した事業を引き続き市が行うという形になっております。

委員 ということは、全体の予算、それから決算も含めてですが、大半は市ではコントロールできない分野だということですね、実際には。

要するに、予算があつて決算があつたら、予算に決算を合わせようと努力をする訳ではないですか、一般的には。しっかり予算に合わせるために何ができるのですかという質問なのですけれども。

大半は自動的に決まってしまう訳ですよ。加入者がいたら医療費がかかって、それは自動的に支払われて、それをある程度予算で算定をして、多分予算の段階で県に出して、県から、じゃあこれだけ出しましょうということで歳入予算が決まるのだと思うのですけれども、要するに市としてどこからどこまでが管理できるのですか。

事務局 先ほどお話しさせていただきましたように、保険税の賦課、徴収は、市が行うことになっておりますので、賦課に関する事、徴収に関する事は市の役目となっております。

それから、保健事業、5款のほうで特定健診の保健事業等も市で行うことになっております。

繰入金のところの説明をさせていただきましたが、1款の総務費に関しては、市の繰入金で行うことになっておりますので、それも市で行うこととなります。

県としましては、2款の給付費の中で、市の条例で規定されている出産費と葬祭費を除く給付の部分は、県が全て市に交付することになっております。そういう関係で、県は財政の主体となるという形になっております。

委員 総務費のところヒントが出たのかなと思ったのですが、要するに総務費というのは、逆に言えば市がコントロールして、言い方は悪いですが、たくさん使おうと思えば使えてしまう。あるいは、コストをきっちりと管理しようとする

れば管理できると。だから県としては、それは自分たちでやりなさいよと。だから一般会計から繰り入れをするという、何となく理屈が分かりました。

それ以外のものは、やはり県としても、出てきたものをそのまま補助金として渡すというのは、一番危険な訳ですよ。どう使われる分わからないから。でも、ほとんどのものは、もう決まっていると。市が管理というか、徴収はするにしても、手を加えられない訳ですよ。人数がいて、税金も率で決まっています、それだけ集める。唯一できるのは、徴収率を上げるということです。市ができるのは。

事務局　　そうです。

委員　　だから県の立場になったら、総務費については、これは皆さんのところでうまく管理してくださいね。増やすも減るも、皆さんの一般会計の中から出すのだから、皆さん、自分たちでやってください。これは何となく分かります。

それから、徴収率については、どういう県との間にやりとりがあるのかわかりませんが、これも各市が余力を入れなかったら、80%という市もあるかもしれない。もしかしたら、非常によくやっているところは、白井よりもよく95%という市もあるかもしれないですよ。そこは市ができるところなのですが、では県側としては、それを市に対してどのように見ているのかなという。

事務局　　説明が不足しているところなのですが、県の交付金、保険給付費等交付金というのが、大きく分けて二つに分かれています。

一つが、先ほど説明しました給付費の財源として市に交付されるもの。それが普通交付金です。

その他、保健事業に関してや、市が独自で努力して徴収率を上げたり、いろいろなことを努力することによって交付される努力者支援分が特別交付金です。この普通交付金と特別交付金の二つの交付金を合わせた額が保険給付費等交付金として市に交付されます。以上です。

議長　　よろしいでしょうか。次に進んでよろしいでしょうか。
他に質問はございますか。

(なし)・・・声あり

議長　　ないようでしたら、採決を行いたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

議題2について、承認をする方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長 賛成全員です。ありがとうございました。

議題2、平成30年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

以上で、議題2については終了いたします。

次に、次第5、その他に入ります。

委員または事務局から、報告事項等ありましたら、よろしく願いいたします。

事務局 次回の会議予定ですが、第3回の会議は、まだ日程は決まっていないのですが、1月の下旬か2月の中旬ごろに開催を予定しています。内容は、令和2年度の予算の審議を予定しております。よろしく願いします。

議 長 令和2年度の予算ですね。分かりました。

では、次回は1月の下旬から2月の中旬ということで。

他に何かありますか。質問等ありましたらお願いいたします。

(なし)・・・声あり

議 長 ないようでしたら、これで終了させていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして、平成31年度第2回白井市国民健康保険運営協議会を終了いたします。慎重なる審議ありがとうございました。どうもありがとうございます。ご苦労さまでした。

使用した資料

- ① 平成31年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第1号）（案）について
- ② 平成30年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算について